

【資料編】

1. まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定経過

(1) 大河原町まち・ひと・しごと創生会議

町内外の様々な分野の有識者の委員により、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する審議を行いました。委員は男性11名、女性2名の13名で構成され、そのうち公募委員は2名となっています。

○大河原町まち・ひと・しごと創生会議委員

(敬称略)

No.	区 分	所属・役職	氏 名
1	商工業団体	大河原町商工会 会長	櫻井 俊寛 (会長)
2	民生委員児童委員	民生委員・児童委員協議会 主任児童委員	竹川 貴子 (副会長)
3	産業界	株式会社ヒルズ 代表取締役	佐藤 克美
4	教育文化団体	大河原町文化財保護委員会 委員長	森 貢喜
5	子育て支援団体	アートのたからばこ 代表	押野 知子
6	労働団体	連合宮城・仙南地域協議会 事務局長	笠松 利信
7	金融機関	株式会社七十七銀行 大河原支店長	佐々木 幸男
8	行政機関	大河原地方振興事務所 地方振興部長	菅原 正義
9	士業団体	加藤義和土地家屋調査士事務所 代表	加藤 義和
10	まちづくりアドバイザー	仙台大学教育企画部 准教授 教育企画部長	朴澤 憲治
11	ICTアドバイザー	ジェットインターネット株式会社 代表取締役	晋山 孝善
12	町民代表	公募	高橋 克義
13	町民代表	公募	安藤 俊和

(事務局: 政策企画課 企画振興係)

○創生会議内容

回・日程	主な協議内容
第1回 (令和6年6月4日)	・委員委嘱、委員紹介、会長・副会長の選任 ・第2期大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価等について ・第3期大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
第2回 (令和6年8月22日)	・大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略「人口推計」について ・大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の体系図・基本目標ごとの具体的施策の取組について
第3回 (令和6年10月17日)	・大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略素案について ・大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に対する答申について
令和6年10月21日	・大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に対する答申

○大河原町まち・ひと・しごと創生会議条例(平成 27 年3月 23 日施行)

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び検証に当たり必要な事項を調査及び審議するため、大河原町まち・ひと・しごと創生会議（以下「創生会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 創生会議は、町長の諮問に応じ、総合戦略の策定及び検証に関し、必要な事項について調査及び審議を行う。

(組織等)

第3条 創生会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係機関の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による町民
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 創生会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、創生会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 創生会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 創生会議の庶務は、政策企画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、創生会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(2)まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に対する諮問

大 政 第 308号
令和6年10月3日

大河原町まち・ひと・しごと創生会議
会 長 櫻 井 俊 寛 殿

大河原町長 齋 清 志

大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について(諮問)

大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、貴創生会議の意見を求め
ます。

(3)まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に対する答申

令和6年10月21日

大河原町長 齋 清志 殿

大河原町まち・ひと・しごと創生会議
会長 櫻 井 俊 寛
(公印省略)

大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について(答申)

令和6年10月3日付け大政第308号で諮問のありました、第3期大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略案について、慎重に審議した結果、将来の人口目標と地方創生の達成を実現する具体的施策の取組・目標指標・今後のデジタル活用の方性に関して適切なものと認めます。なお、総合戦略の推進にあたっては、下記の事項に十分留意されることを要望します。

記

町を持続するためには、将来に対する危機感を我が事として行政・事業者・団体・住民等が一体となって認識していく必要がある。人口減少、少子高齢化、東京圏への人口流出が続くことで生じる弊害への対策、将来を見据えた地域の暮らしを守るための課題解決など、地域全体で受け止めていかなければ、まちの未来、子どもたちの未来が描けないと考える。本計画によって、長期総合計画後期基本計画で重視する「心身と社会が健康で幸福な状態が継続する“Well-being”なまちづくり」の実現に近づき、各施策により、この町に住みたいと実感するとともに、人口の自然増・社会増、地域課題解決につながることを期待するものである。

【基本目標1】 おおらかで たくましい ひとづくり～まちを未来へとつなぐ～

- ・出生数の減少による将来への悪い影響は計り知れない。生産年齢人口の減、地域力の低下、行政力の低下、学校の統合などの弊害が顕著に現れる前に一歩先行く対策を講じること。
- ・コロナ禍で地域コミュニティ活動が停滞している現状もあることから、今のつながりの弱さが将来に影響が出ないよう、早急に地域コミュニティの回復を促進すること。
- ・未来を担う子ども・子育て支援を重視していくこと。また、地域社会を運営する担い手として、高齢者の社会参加を促す施策を充実させていくこと。

- ・既存商店街の持続、児童生徒が主体的に学ぶことができる環境の向上等、デジタル技術を最大限に活用し、地域づくりやひとづくりに反映していくこと。

【基本目標 2】 安全・安心のまちづくり～毎日安心が実感できるまち～

- ・頻発する大規模災害に対し、暮らしの中で不安が拭えずにある。地震・水害等への防災意識の高揚、地域防災の体制の充実を進め、生命・地域を守るための安心材料を蓄積していくこと。
- ・妊娠・出産・育児のための環境として、分娩施設が地域にあることは最大の安心につながり、人口増にもつながることから、みやぎ県南中核病院の分娩再開を含め持続ある産科の必要性を強く望む。
- ・不安のない暮らしのひとつに健康の実感があげられる。健康な日々が送れることの大切さを「Well-being なまちづくり」として住民との共有を図り、安心につなげる健康保持のための事業を進めること。
- ・行政のデジタル化で住民サービスが向上する方向にあるが、職員等の能力育成、デジタルデバインド対策、システム導入・維持管理の増大など課題も多い。システム導入・更改には、課題を集約し、目的・規模に見合ったソフト、安いコストで継続しやすいものの選択に努めていくこと。また、住民・事業所等における地域内のデジタル化やデジタル機器の活用について相談できる体制を先んじて準備すること。

【基本目標 3】 まち全体のブランド化～だれからも選ばれるまち～

- ・一目千本桜を百年後、二百年後の子孫に残せることを老木が増えている今、計画すべき。土手に植樹できなければ、新たな桜の景観を模索し、将来に向けた町の財産を持続していくこと。また、観光客対応の商業、ビジネス等の可能性、SNS を活用したシティプロモーションなど、地域連携、地元育成により一目千本桜のブランド化を前進させること。
- ・新たな賑わい創出となる白石川右岸河川敷周辺に関して、スポーツを通じた健康増進や交流促進、桜と川の憩いの空間など、将来を通じ魅力のあるスポットと期待されることから、町民が楽しむほか観光人口・交流人口・関係人口の拡大につながるよう拠点性を発揮していくこと。
- ・人口を維持する仕組みとしては、周辺市町と比較し人口減少が緩やかである状況から、結婚促進、移住・定住促進、少子化対策の施策が概念的に留まっている。本町に合った具体策を検討すること。
- ・若者の働く場がないと地元から離れてしまうことから、将来を見越した企業誘致を進めること。雇用の確保に向けては、町もビジネス的な経営感覚を踏まえて取り組む必要があると考える。

(4) まち・ひと・しごと創生本部等の経過

課長級以上の職員(庁議メンバー)によるまち・ひと・しごと創生本部を設置し、総合戦略の策定調整を行いました。内部的には、施策担当課による第2期総合戦略の取組の評価を踏まえたうえで、第3期総合戦略の施策の展開について、目標指標(KPI)、デジタル活用例を含めてまとめました。外部的には、まち・ひと・しごと創生会議により審議いただき、意見等に関し施策の展開への反映可否を調整しました。アンケートに関しては、前年に第6次長期総合計画・後期基本計画を策定した際の住民満足度調査を参考にしながら各担当課で施策の展開を協議しました。

○まち・ひと・しごと創生本部委員

所属等	本部委員	所 属	本部委員
	職名・氏名		職名・氏名
町長	本部長 齋 清志	子ども家庭課	課 長 斎藤 直美
副町長	副本部長 藤田 秀明	農政課	課 長 高橋 正志
教育委員会	教育長 鈴木 洋	商工観光課	課 長 菅野 敏洋
会計課	会計管理者 瀬戸 恵美	地域整備課	課 長 小原 元紀
総務課	課 長 菊地 仁美	上下水道課	課 長 八重樫 茂
政策企画課	課 長 吉野 卓朗	スポーツまちづくり推進課	課 長 前元 一也
税務課	課 長 菊地 芳徳	教育総務課	課 長 櫻田 尚
町民生活課	課 長 佐々木 玲子	生涯学習課	課 長 斎 修
福祉課	課 長 長谷川 早苗	議会事務局	局 長 木村 武俊
健康推進課	課 長 蜂谷 朋香		

○総合戦略原案の協議

月 日	主な協議内容
本部:令和6年5月9日	・第2期大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価等について ・第3期大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
担当:令和6年5月30日	・総合戦略に係る施策シート作成を施策担当課に依頼(施策の現状・課題、今後の方向性、目標指標、デジタル活用による展開等)
担当:令和6年7月24・25日	・総合戦略に係る施策ヒアリング (12課の課長及び担当者と施策協議)
担当:令和6年8月から9月	・まち・ひと・しごと創生総合戦略の確認作業(随時)
本部:令和6年10月28日	・第3期大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案について

↑ 本部は本部会議、担当は各課の施策担当を指します。

(事務局:政策企画課 企画振興係)

○大河原町まち・ひと・しごと創生庁内組織設置要綱(平成 27 年2月5日施行)

(目的)

第1条 この要綱は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定し、及び推進を図るための庁内組織の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(庁内組織)

第2条 前条の目的を達成するため、大河原町まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）及び大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(本部)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長をもって充てる。

3 本部員は、庁議等の設置及び運営に関する規程（平成 26 年訓令第 3 号）第 2 条第 1 号に規定する庁議の構成員（町長及び副町長を除く。）をもって充てる。

4 本部長は、本部を統括する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

6 本部長は、必要に応じ本部会議を招集し、本部長がその議長となる。

7 本部は、プロジェクトチームが作成する総合戦略の案を基に総合戦略を策定し、総合戦略の進行を管理する。

(プロジェクトチーム)

第4条 プロジェクトチームは、町長が指名する者をもって構成する。

2 プロジェクトチームは、総合戦略を策定する上での必要な事項について調査及び検討を行い、策定案を作成し本部へ報告する。

(設置期間)

第5条 本部の設置期間は、総合戦略の計画期間が終了するまでとする。

2 プロジェクトチームの設置期間は、総合戦略の策定が終了するまでとする。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、政策企画課企画振興係において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

(5) まち・ひと・しごと創生総合戦略素案に対するパブリックコメント（意見公募）

本計画に対する意見を町民等に広く求めるため、令和6年11月7日から11月26日まで、20日間にわたり、計画案に対するパブリックコメント(意見公募)を行いました。意見提出のお知らせを町ホームページ・LINE、広報おしらせばん(全戸配布)、町内6カ所において計画案を入手、閲覧を進め、意見公募を行いました。

○実施概要

1. 募集対象

- ①町内に住所(所在地)を有する個人、団体又は企業等
- ②町内に通勤・通学しているかた

2. 意見を公募する期間

令和6年11月7日(木)～令和6年11月26日(火)

3. 意見案の公表方法

町ホームページで公開。大河原町役場政策企画課(企画振興係)、中央公民館、金ヶ瀬公民館、駅前図書館、世代交流いきいきプラザ、総合体育館の各窓口に配布。

4. 意見提出の方法

所定の「意見記入用紙」に、住所、氏名(法人の場合は所在地・名称・代表者名)、連絡先等を明記し、電子メール、郵送、FAX により送付、または政策企画課(企画振興係)窓口に提出。

5. 実施結果

意見提出はありませんでした。

(6) 大河原町議会全員協議会への説明

○第3期大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定経過について

- (1)実施時期 令和6年9月2日
- (2)説明内容 まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定スケジュール・計画体系図案・基本目標
ごとの具体的施策の取組

○第3期大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

- (1)実施時期 令和6年12月2日
- (2)説明内容 第3期大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定

第3期 大河原町

まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和7年度(2025)－令和11年度(2029)

令和7年1月

発行：宮城県大河原町

〒989-1295宮城県柴田郡大河原町字新南19

TEL 0224(53)2111 FAX 0224(53)3818

URL <https://www.town.ogawara.miyagi.jp>